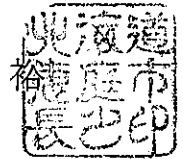


恵庭市告示第3/号

地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)第20条の2第1項の規定により、公示送達する。

令和8年6月10日

恵庭市長 原 田



- 1 送達を受けるべき者の住所・氏名及び送達する書類の名称
別表のとおり
- 2 送達する書類は総務部債権管理課で保管しており、送達を受けるべき者にはいつでも交付します。(地方税法第20条の2第2項)
- 3 公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。(地方税法第20条の2第3項)
- 4 掲示場所は次のとおり。本庁舎前、島松支所前、恵み野出張所前。

記

